



令和 6 年 4 月 2 4 日

座間市教育委員会
教育長 木 島 弘 様

座間市文化財保護委員会

会長 金 子 皓 彦



座間市指定重要文化財の指定申請について（答申）

本委員会は、令和 6 年 4 月 1 6 日付け座教生発第 2 6 号にて諮問を受けた文化財について、慎重に審議した結果、座間市指定重要文化財として指定し保護することが適当と認められましたので、座間市文化財保護委員会規則第 2 条に基づき、答申します。

なお、指定の内容や理由については、別添の副申のとおりです。

副申

名称 表裏型顔面把手（ひょうりがたがんめんとして）

分類 有形文化財 考古資料

数量 1 点

材質 土製素焼

寸法等 最大高 1 3 2.8 mm、最大幅 1 4 4.1 mm、最大厚 7 7.5 mm、重量 4 2 8.0 g

指定すべき理由

縄文時代中期中葉勝坂式期に製作された顔面把手であり、表裏に顔面がある造形は複雑で全国的に類似事例が希少で、蟹ヶ澤遺跡における当時の精神文化を顕著に示す、本市にとって傑出した遺物であり特に保護の価値があると認められたため。

関係資料

座間市教育委員会 2024『蟹ヶ澤遺跡出土資料調査・研究報告書』